

第 13 号議案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるので提案する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長岡京市税条例の一部改正)

第1条 長岡京市税条例(昭和26年長岡京市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告等) 第34条の2 【略】 2～8 【略】 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第21条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項の規定による補正の方法の申出) 第51条の2 施行規則第15条の3第3項の規定による補正の方法の申出は当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固	(市民税の申告等) 第34条の2 【略】 2～8 【略】 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第21条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項の規定による補正の方法の申出) 第51条の2 施行規則第15条の3第3項の規定による補正の方法の申出は当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固

改正後	改正前
定資産税について同じ。)又は法人番号 (<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 【略】 2 【略】 (種別割の減免) 第85条 【略】 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 【略】 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号並びに次条及び第86条の2において同じ。)又は法人番号(<u>同法第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び第86条の2において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) 【略】 3 【略】 (特別土地保有税の減免) 第125条の3 【略】 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書	定資産税について同じ。)又は法人番号 (<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 【略】 2 【略】 (種別割の減免) 第85条 【略】 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 【略】 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号並びに次条及び第86条の2において同じ。)又は法人番号(<u>同法第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び第86条の2において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) 【略】 3 【略】 (特別土地保有税の減免) 第125条の3 【略】 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書

改正後	改正前
類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 【略】 3 【略】	類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)・(3) 【略】 3 【略】

（長岡京市都市計画税条例の一部改正）

第2条 長岡京市都市計画税条例（昭和39年長岡京市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない	附 則 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない

改正後	改正前
い。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第 16 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) 【略】	い。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第 15 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(6) 【略】

（長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 3 条 長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長岡京市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 【略】 (2) 特定個人情報 法<u>第 2 条第 9 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法<u>第 2 条第 13 項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第 2 条第 15 項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 【略】	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 【略】 (2) 特定個人情報 法<u>第 2 条第 8 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法<u>第 2 条第 12 項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法<u>第 2 条第 14 項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 【略】

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。